



開会 午前9時59分

○委員長（三上周治君） ただいまから一般会計予算審査特別委員会産業建設分科会を開会いたします。

では、議案第29号 令和6年度総社市一般会計予算のうち本分科会の担当する部分の審査を行います。

なお、審査順序は歳出から歳入、債務負担行為及び地方債の順に行いますので、御了承願います。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いします。

まず、歳出、第2款総務費から第4款衛生費のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（国府英三君） 議案第29号 令和6年度総社市一般会計予算について御説明申し上げます。

内容につきましては、本分科会の所管に属する部分について御説明申し上げます。

便宜、歳出から説明いたしますので、予算書86、87ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費のうち本分科会の所管に属する部分につきましては、88、89ページをお開きいただきまして、第10節需要費の修繕料1,699万円のうち1,650万円がカーブミラー、白線等の修繕料でございます。第12節委託料の標識等設置委託料は、転落防止柵やカーブミラー等の新規に設置する場合の経費でございます。第14節工事請負費は、人口増パッケージの生活道の補修等に係る地域力向上道づくり事業で交通安全対策に係る工事請負の経費でございます。第15節原材料費は、カーブミラー等の簡易な修繕に係る原材料費でございます。

続きまして、92、93ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費のうち本分科会の所管に属する部分につきましては、第22節償還金、利子及び割引料の返還金109万9,000円のうち、し尿処理券の買戻し金25万8,000円でございます。

続きまして、124、125ページをお開きください。

第3款民生費、第4項災害救助費、第1目災害救助費のうち本分科会の所管に属する部分につきましては、第18節負担金補助及び交付金のうち住宅災害復旧等資金利子補給金でございまして、平成30年7月豪雨災害により被災を受けた被災者が金融機関から融資を受けて、住宅の建て替えや購入または修繕を行った場合の利子に係る補助金でございます。

次に、130、131ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、本年度予算額3億5,916万2,000円ござ

います。この予算は、市営斎場の管理運営経費や市営斎場の維持管理経費、浄化槽設置整備事業や簡易水道事業への補助金等でございます。第1節報酬から第4節共済費は、会計年度任用職員1名の人件費が主なものでございます。第10節需用費は、斎場の運営に伴う経費で、灯油や電気代、火葬炉や非常用発電装置の修繕などが主なものでございます。第11節役務費は、斎場の電話料、ダイオキシン測定手数料などが主なものでございます。

次に、132、133ページをお開きください。

第12節委託料は、市営墓地維持管理委託料や斎場の火葬業務等の委託料が主なものでございます。その他につきましては備考欄に記載のとおりでございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち、地域猫活動助成金は地域猫活動団体への助成金でございます。簡易水道事業等補助金は、企業債の元利償還金に対する補助金等でございます。浄化槽設置整備事業補助金は、浄化槽設置に伴う補助金で、浄化槽修繕費補助金は人口増施策の一環として修繕費を補助するものでございます。岡山県広域水道企業団負担金は、同企業団の取水井の整備に対する負担金でございます。電気自動車等導入助成金は、電気自動車等の普及促進をさらに進めるために、今年度の助成については令和7年3月末までに購入契約を締結された方へ、電気自動車等の登録が完了した方へ助成金を行うものでございます。第23節投資及び出資金は、岡山県広域水道企業団への出資金で、同企業団の浄水池の増設に伴う出資金でございます。その他につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、同款、同項、第5目公害防止対策費、本年度予算額309万9,000円でございます。この予算は、騒音や水質汚濁等の公害を未然に防止するための水質検査や騒音調査に係る経費でございます。主なものといたしまして、第11節役務費は工場排水や公共用水域の水質検査などの手数料で、第12節委託料は自動車騒音を測定する常時監視業務委託料でございます。

次に、同款、同項、第6目廃棄物対策費、今年度予算額1,626万8,000円でございます。この予算は、資源ごみの回収、不法投棄対策に係る経費でございます。主なものといたしまして、第7節報償費はPTAや町内会といったごみ減量化推進団体が回収するリサイクルごみを1kg当たり8円で報償金を交付するものでございます。第10節需用費は、EMぼかしの購入費が主なものでございます。

次に、134、135ページをお開きください。

第12節委託料は、雑紙回収に伴う受付業務委託料が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、生ごみ処理容器設置事業補助金でございます。

次に、同款、同項、第7目自然保護対策費、本年度予算額1,138万6,000円でございます。この予算は、総社ふるさと自然のみち、鬼ノ城、ヒイゴ池湿地、吉備路風土記の丘などの自然保護に係る経費でございます。第10節需用費は、総社ふるさと自然の道修繕が主なものでございます。第12節委託料は、吉備路風土記の丘やヒイゴ池湿地の除草や管理などの委託料が主なものでございます。

次に、同款、第2項清掃費、第1目清掃総務費、本年度予算額6億5,729万1,000円でございます。この予算は、環境課職員の人件費や清掃事業に係る経費でございます。第2節給料から第4節

共済費は、環境課職員3人分の人件費でございます。第12節委託料は、野口健環境学校に要する経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、総社広域環境施設組合負担金が主なもので、その他は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、同款、同項、第2目塵芥処理費、本年度予算額2億6,212万7,000円でございます。この予算は、最終処分場の管理運営やごみ収集に係る経費でございます。

136、137ページをお開きください。

第10節需用費は、指定ごみ袋の製作経費や最終処分場の光熱費、修繕料など維持管理の経費が主なものでございます。第11節役務費のうち手数料は、最終処分場の水質検査に要する経費でございます。第12節委託料は、家庭ごみの収集委託料や最終処分場受付業務等の委託料、最終処分場水処理施設維持管理委託料が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金のうちごみ集積所整備費補助金は、ごみ集積所の整備に係る補助金でございます。その他につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、同款、同項、第3目し尿処理費、本年度予算額3,623万7,000円でございます。この予算は、し尿の収集運搬に係る経費でございます。第12節委託料で、し尿収集委託料及びし尿処理手数料徴収委託料が主なものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 説明ありがとうございました。

まずは、調書の41ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費の交通安全対策費のところなんですけれども、令和6年度から地域力向上道づくり事業が開始されるんですが、具体的な事業内容をお教えてください。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 荒木委員の御質問にお答えいたします。

地域力向上道づくり事業につきましては、人口増パッケージの中で始まったものでございます。後ほど地域応援土木経費の中でも御説明いたしますが、土木担当員要望に基づく要望に対して応えていくというものの予算を組ませていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 人口増パッケージに基づくものということですので、これ人口減少地域に特に手厚くやるとか、そうでなくても全市的に行うというものなのか、土木担当員要望に基づくものではあると思うんですけれども、従来のものとどういった、でも土木費で聞いたほうがいいですか。今でもいいですか。

○委員長（三上周治君） 答えられますか。

地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 荒木委員の御質問にお答えいたします。

従来のもので違ふという点でいきますと、人口減少地域において、西部・北部地域をもって対応するものでさせていただこうというふうには思っているところでございます。あくまでも先ほど言いました地域を含めた流れでございますので、優先的に進めさせていただくものでございます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 調書の189ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費の浄化槽設置整備事業補助金についてなんですけれども、令和4年度の実績は104基で、令和5年度が、これ以前委員会の中でお聞きした9月6日の時点で95基だったんですが、現時点でこれをどのぐらい消化ができているのか、年度は閉まってないんですけど、でも受付は終わってると思いますので、来年度も150基予定しているということで、今年度の実績をお教えてください。

○委員長（三上周治君） 下水道課長。

○下水道課長（木村勝彦君） 荒木委員の御質問ですが、今年度の浄化槽設置整備事業の補助基数についてですが、今年度最終的な見込みとしては127基となっております。

以上です。

○委員長（三上周治君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 192ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費の電気自動車への助成なんですけども、これって昨今何かいろいろとEVの普及に対して否定的なことがよく聞かれるんですけども、これに関しては今後どうしていくのか、ちょっと聞いてみたいと思いますけども、どうでしょうか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 電気自動車の助成金につきましては、令和4年度の補正予算で対応いたしましたして、補助金の交付を始めました、地球温暖化、CO<sub>2</sub>の削減というあたりで事業のほうも取り組んでおりますが、令和5年度についてさらなる普及の促進を図るところで取り組んでおりましたが、国の補助金も非常に好調で、今現在ちょっと国の補助金が切れているような状態で、一方で少しどうなのかなというような意見も出ているようですけど、やはり総社市自体の申請も非常に好調で、申請いただいておりますし、令和6年度についても引き続き地球温暖化防止の一環として電気自動車の補助金の推進を図っていききたい、電気自動車の普及促進を図っていききたいと考えております。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 今回でいうと多分ハイブリッドとEVの助成だと思うんですけども、最近でいうと水素であるとか、燃料電池であるとか、いろいろ環境対策自動車というのが出てきてますけども、そのあたりとかは考えられてるのでしょうか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 太田委員の御質問ですが、今現在はEV、それからPHEV、この両車種が非常に好調でございます。水素に関しては、今充電設備が非常に少ないというところで補助の対象から外しておりますが、需要のほうについてはまだひとつ伸び悩んでいるところもありますので、当面につきましてはEV、PHEVをしっかり推進していきたいと考えております。

○委員長（三上周治君） いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 調書でいうと194ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費の動物愛護事業についてです。

まずは、需用費のうちの印刷製本費、これが前年度に比べるとかなり減っているように見えるんですが、これ必要なものだと思うのですが、減額できるのかというのが1点と、負担金補助及び交付金のうちのマイクロチップの装着費補助金、こちらが今年度予算では150件分の予算が取ってあったのが、来年度は60件分の予算になってるようなんですが、これ大幅に減額していくことで影響はないのか、取りあえずそこまでの2点をお願いします。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 荒木委員の御質問ですが、まず需用費が前年に対して少なくなっている、このあたりの影響はないだろうかということなんですが、犬の鑑札について隔年で印刷をしておりますので、令和6年度につきましては予算が少なくなっております。

2点目のマイクロチップの予算が令和5年度につきましては150件分で予算を計上していましたが、今年度につきましては少なく予算を計上しておりますが、令和5年度の2月末までの実績件数が30件となっております。徐々に申請件数なども落ち着いておりますので、今年度の見込みについてはこの程度で予算が足りるのではないかとということで減額しております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） その2件については承知いたしました。

同じところで地域猫の活動助成金についてです。先日の2月8日の産業建設委員会の中でこの助成金が餌代とか、猫砂代であるというふうな説明を受けたんですけども、この助成金の配布というんですか、助成の方法などを改めて教えてください。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 荒木委員の地域猫に関する御質問でございますが、地域猫1頭当たり5,000円の助成を考えております。地域猫活動を行う上で、餌代とか尿に係る経費、それから不妊手術等を行う際の動物愛護センターへの輸送費、こういったものの活動費が大体2万円から3万円程度年間かかると団体のほうから伺っておりますので、この経費の一部として1頭当たり5,000円を予定しております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 1頭当たり5,000円なんですけれども、これを先日の委員会の中では令和5年10月の段階で20団体、累計約326頭市内にいるということだったんですけれども、これに対して助成していくというお考えでよろしいでしょうか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 荒木委員の再度の御質問でございますが、交付につきましては委員おっしゃられたとおり、20団体に対して、今現在約400頭ぐらい地域猫がいますので、これに対して助成を行うように考えております。

○委員長（三上周治君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 調書の190ページ、野口健環境学校はあと残り何校あって、来年度はどこの学校か分かりますか。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 小西副委員長の野口健環境学校に関する御質問でございますが、令和6年度が最終回となっております。対象校につきましては、総社小学校を予定しております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 一応これで一区切りということで考えていいんですかね、この事業はもうこれで令和6年度で終わりということに。

○委員長（三上周治君） 環境課長。

○環境課長（国府英三君） 小西副委員長の再度の御質問でございますが、野口健環境学校につきましては令和6年度で終了を予定しております。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） ないようでありますので、次に第5款労働費から第7款商工費のうち総務分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

企業誘商工致振興課長。

○企業誘致商工振興課長（林 啓二君） それでは、第5款労働費についての御説明をさせていただきますので、予算書の138、139ページをお開き願います。

第5款労働費、第1項労働諸費、第1目勤労婦人福祉施設費について御説明いたします。

本年度予算額1,011万5,000円でございます。この予算は、働く婦人の家の管理運営に要する経費でございます。主なものといたしまして、第1節報酬から第4節共済費は会計年度任用職員2名及び運営委員会委員4名の人件費でございます。第10節需用費は、光熱水費の電気、上下水道料金及び敷地南側にある街灯の支柱が腐食しているため撤去等に要する修繕料でございます。第22節委託料は、働く婦人の家の建物清掃等、施設の維持管理に伴う委託料でございます。

次に、同款、同項、第2目勤労センター費、本年度予算1,197万7,000円でございます。この予算は、勤労者総合福祉センターの管理運営に要する経費でございます。主なものといたしまして、第10節需用費は、光熱水費の電気、上下水道料金及び体育室南側屋根、軒天パネルの劣化等による一部改修や玄関屋根等漏水防止等に要する修繕料でございます。第12節委託料は、施設の維持管理に伴う委託料で、主なものといたしましては勤労者総合福祉センター運営委託料で受付、貸出作業等の一部を運営委託しようとするものでございます。

同款同項第3目諸費、本年度予算額5,920万2,000円でございます。この予算は、就職面接会の開催等、労働力確保対策事業に要する経費でございます。主なものといたしまして、第10節需用費から、140ページ、141ページの第13節使用料及び賃借料でございます。市内企業の労働力の確保を目的に大卒者への企業説明会やパート、アルバイト等の面接会の開催に要するポスター、チラシ等の印刷製本費及び面接会場の使用に要する会場借上料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、労働雇用対策関連の各協議会での負担金及び補助金でございます。主なものといたしまして、総社地区労働者福祉協議会及び東京23区からの移住者に対する東京23区 I J Uターン就職支援事業補助金等でございます。第20節貸付金は、市内に居住する勤労者に対して、中国労働金庫を通じて融資を行うもので、中国労働金庫に預託するものでございます。

第5款労働費は以上でございます。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（小川正義君） 続きまして、第6款農林業費の説明をさせていただきますので、予算書の142、43ページをお開き願います。

第6款農林業費、第1項農業費、第1目農業委員会費について御説明いたします。

本年度予算額は4,283万円でございます。主な内容でございますが、第1節報酬は農業委員会委員15名、そして農業委員会の農地利用最適化推進員18名及び会計年度任用職員1名分の報酬でござ

います。次に第2節給料から第4節共済費までは、農業委員会職員3名分と会計年度任用職員1名分の人件費でございます。次に第8節旅費から第18節負担金、補助及び交付金までは、農業委員会の事務運営に伴う経常的経費及び法改正に伴う農家台帳システムの改修などがございます。

次に、同款、同項、第2目農業総務費でございますが、本年度予算額は2億5,615万3,000円でございます。主なものとしまして、第2節給料から第4節共済費までにつきましては農林課職員等12名分の人件費でございます。

次のページをお開きいただきまして、第18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額は1億6,727万3,000円でございます。内容としましては、農業集落排水事業に伴う企業債償還金等に充てるため、一般会計から下水道事業会計への負担金及び補助金でございます。

次に、同款、同項、第3目農業振興費でございますが、本年度予算額は1億1,784万6,000円でございます。この予算は、農業政策農産物の生産振興、担い手育成及び有害鳥獣対策等に要する経費でございます。主なものとしまして、第7節報償費1,171万1,000円は農地の集約化や荒廃農地の拡大防止のため、御協力をいただいている農地流動化推進員141名の報償金や有害鳥獣の捕獲に対する駆除員への報償金などがございます。次に第12節委託料152万4,000円は、岡山県倉敷地区猟友会吉備分会に対する有害鳥獣駆除に伴う活動費及び市民農園の管理委託料でございます。次に第18節負担金、補助及び交付金の主なものとしまして、上から2番目、園芸振興対策事業補助金につきましては、桃やブドウ、あとセロリ、メロンの生産組合に対する作業機械、資材購入費の補助でございます。次に、その六つ下、新規就農総合支援事業補助金につきましては、新規就農者の就農直後の経営の不安定な時期を支援するための補助金でございます。次に、その六つ下、中山間地域等直接支払事業補助金につきましては、中山間地域となる宇山集落ほか10集落に対し、平地との営農条件の格差を是正するため補助を行うものでございます。次に、一番下のそうじゃのお米支援補助金につきましては、ふるさと納税返礼米の確保等に係るそうじゃ地食べ公社への補助金で、その他につきましては説明欄記載の各種事業に対する補助金等でございます。

次のページをお開きください。

同款、同項、第5目農地費でございますが、本年度予算額3億8,393万8,000円でございます。この予算は、土地改良事業の実施及び槇谷ダム揚排水機、農業用ため池等の土地改良施設の改良及び維持管理に要するものでございます。主なものとしまして、第10節需用費5,048万6,000円は道路照明や市内に84箇所あります揚排水機等の電力料及び農道、農業用水路、揚排水機等の修繕料などがございます。次に第11節役務費721万6,000円は、地域が実施する幹線水路の藻引き、農道、農業用水路等に係る小規模工事の人夫賃のほか、槇谷ダムの管理に必要な通信回線等の使用料及び水質検査手数料などがございます。次に第12節委託料4,091万3,000円は、農道水路の改良工事を実施するための測量設計と槇谷ダムにおけるヨシ原の刈り払い、あと防災重点ため池におけるハザードマップを作成するための委託料などが主なものでございます。次に第14節工事請負費1億7,190万円は、農道、水路の改良、ため池の修理、浚渫工事等に要する経費のほか、揚排水ポンプのオーバー

ホール、福谷地区の農地造成工事及び人口増パッケージの地域力向上道づくり事業として、農道舗装に対する経費1,000万円、農道修理に対する経費300万円を計上するものでございます。次に第17節備品購入費220万円は、農林課所管の公用車が老朽化により支障を来していることから、新たに1台公用車を購入するための予算を計上するものでございます。次に第18節負担金、補助及び交付金1億346万7,000円のうち県営ほ場整備事業をはじめとする説明欄記載の土地改良事業への償還補助金が主なものでございまして、これは事業受益者が土地改良事業の地元負担金を日本政策金融公庫から借入れした場合の償還に対し補助するものでございます。その他のものにつきましては、各種団体に対する負担金、補助金など、説明欄に記載のとおりでございます。

次のページをお開きいただきまして、同款、第2項林業費、第1目林業総務費でございますが、本年度予算額は703万4,000円でございます。主な内容としましては、農林課職員1名の人件費でございます。

次に、同款、同項、第2目林業振興費でございますが、本年度予算額は2,812万円でございます。この予算は、林業政策及び山林保護振興に要する経費でございます。主なものといたしまして、第11節役務費243万3,000円は、森林所有者から市へ人工林の管理を委託できる森林経営管理制度により、これまで市が委託を受け実際に間伐を行った人工林に対し、その間伐が原因で災害等が起こった場合に備え、損害補償保険に加入するための経費などでございます。

次に、第12節委託料1,720万6,000円は、松くい虫による枯れた松の伐倒駆除、林道整備事業、福山遊歩道の保全及び森林経営管理制度等に係る委託料でございます。第18節負担金、補助及び交付金620万6,000円は、林道整備事業水内細瀬線に係る償還補助金及び、次のページをお開きいただきまして、市民参加による里山保全活動に対する補助金が主なものでございます。

第6款農林業費につきましては以上でございます。

○委員長（三上周治君） 企業誘致商工振興課長。

○企業誘致商工振興課長（林 啓二君） 続きまして、第7款商工費の説明をさせていただきますので、予算書152ページ、153ページをお開き願います。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費について御説明いたします。本年度予算額1億6,051万円でございます。第2節給料から第4節共済費は、一般職員、観光プロジェクト課7名、企業誘致商工振興課5名、計12名及び企業誘致商工振興課2名の再任用職員の人件費でございます。第27節繰出金は、国民宿舎特別会計への繰出金でございます。

次に、同款同項第2目商工業振興費、本年度予算額2,968万2,000円でございます。この予算は、市内商工業者等の育成、振興を図る経費でございます。主なものといたしまして、第10節需用費から第12節委託料は、そうじゃ吉備路マラソンに合わせて行うまる得！サービスの参加店のパンフレットの印刷製本費及び旧堀和平邸、総社カルチャーセンター、総社宮内公衆トイレ、美袋駅舎の維持管理に要するものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、総社商工会議所、総社吉備路商工会及び中小企業補償融資に伴う補助金や岡山連携中枢都市圏事業及び総社移住・創業サポー

トセンターへの負担金に要するものでございます。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 続きまして、第3目観光費、本年度予算7,936万円でございます。この予算は、市内観光施設の維持管理、整備及び観光プロジェクト事業など観光事業の推進に要する経費でございます。主なものといたしましては、第1節報酬から第4節共済費はまちかど郷土館2名の人件費でございます。

1枚お開きいただきまして、154ページ、155ページ、第10節需用費の主なものは、市内観光施設光熱水費や修繕料などでございます。第12節委託料の主なものは、観光案内所の運営に伴う観光協会の委託料のほか、市内各観光地の清掃委託料、観光シーズンにおける観光地警備に要するガードマンの委託料などでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、総社観光プロジェクト事業の実施に伴う負担金と総社市民まつりへの負担金、日本一のれんげ畑を育てる会への補助金や日本遺産桃太郎伝説推進協議会の負担金など、観光関係の各組織への負担金、補助金でございます。

次に、第4目観光センター運営費、本年度予算3,208万2,000円でございます。この予算は、きびじつるの里及び国民宿舎サンロード吉備路内にありますコンベンションホールの管理運営に係る経費でございます。主なものといたしましては、第1節報酬から、1枚お開きいただきまして、156ページ、157ページ、第4節共済費はきびじつるの里1名の人件費でございます。第12節委託料は、きびじつるの里及びコンベンションホールの施設の維持管理に伴う委託料でございます。

続きまして、同款、同項、第5目企業誘致対策費、本年度予算2,926万9,000円でございます。主なものといたしましては、第10節需用費から第13節使用料及び賃借料は、公用車1台分の維持管理経費や長良、西阿曾地区への企業立地に伴う地元要望による排水対策として、仮設ポンプ、発電機等のリース代でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、岡山指月株式会社の工場増設に伴う大規模工場等立地促進補助金でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 調書205ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、第1目勤労婦人福祉施設費についてなんですけど、ケーブルテレビの使用料というのがあるんですけど、これともう一つ、その次のページのサンワーク総社のことなんですけど、ケーブルテレビを引く理由というのは何かあるんでしょうか。

○委員長（三上周治君） 企業誘致商工振興課長。

○企業誘致商工振興課長（林 啓二君） 太田委員の御質問ですけども、この両施設につきましては避難施設ともなっておりますので、できるだけ情報が施設に行き渡るための設備として認めております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） 続きまして、調書225ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費の猟銃の取得の補助金6万1,000円、これ何人分なのでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 免許の取得補助金の人数でございますが、令和6年度予算としてはわなと銃免許取得費用は10人、そして銃の所持許可取得につきましては1人分を予算計上しております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） これ実際にどのくらい、去年の実績だと何人くらい集まっているのか分かりますか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 令和5年度の実績として、わなにつきまして2名、銃につきましては2名、そしてわなと銃両方の方が1名いらっしゃいました。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） 予算書152ページの第7款商工費、第1項商工費、第1目商工業振興費の第18節負担金、補助及び交付金のうち総社移住創業サポートセンター運営委員会負担金190万円の予算をしておられますが、これはS-スタという元吉備信用金庫東支店のところでやっております総社移住・創業サポートセンターの補助金であります。これは目的が住む人を増やしスタートアップ、創業の相談の場であって、総社市、総社商工会議所、総社吉備路商工会、吉備信用金庫の連携協定から成り立っていますということなんです。実際運営は吉備信用金庫が職員常駐で3名で運営しております。その運営の中でいろんな専門家とかが来ていただいて相談業務をやっておるようなことではあります。これ連携してるということで内容がはっきり分からないんですが、これ市の職員が週に何回ぐらいこのS-スタに行っておられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（三上周治君） 企業誘致商工振興課長。

○企業誘致商工振興課長（林 啓二君） 小川委員の御質問でございますけども、市の職員が何回かというのは把握できていないところでございますが、定例的に年4回は4者が集まって情報共有をさせていただいてるところでございます。あくまでもこの4者協定に基づくものは、情報のワンストップを発信する場として捉えておりまして、その中でそれぞれの各商工団体としてできる対応、それぞれ市ができる対応、それぞれの対応を持ち寄った情報をこのS-スタといわれる総社移住・創業サポートセンターのほうで取りまとめして行って、各相談窓口とか、伴走型の取組に備えて対応しているところでございます。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） 年4回、これだったらもうお金を出しているだけであって、本気で人口増とか企業誘致、創業支援をやってないような気がするんですけど、毎週1回ぐらいは担当者がSースタを訪問して情報を共有するような体制でないと、人口増、人口増と言いながら、金を出しただけで終わるような補助金だったら何にもならないなと思います。

年4回というのが、多分あした、その会議があるんだと思うんですけど、年4回、190万円使って情報共有するというのも、何か無駄なお金を使ってるような、金を出すよりやっぱり汗を出すような仕組みをつくらないといけないと思います。いかがですか。

○委員長（三上周治君） 企業誘致商工振興課長。

○企業誘致商工振興課長（林 啓二君） 小川委員の再度の質問でございます。

申し訳ございません。定例の集まりとして年4回させていただいております、その後は随時市の職員が関係する内容も含めて状況はつかめておりまして、相談会も空き家相談であったり、移住相談、創業相談等も毎月やっております。そういう中で必要に応じて職員もその会場に向かって対応をさせていただいてるところでもありますし、いろんな団体もいらっしゃいます。そういうところも含めて、毎週という形は今後検討はさせていただきますけども、今の状況で対応できる範囲で職員も対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） よろしいですか。

荒木委員。

○委員（荒木将之介君） ちょっと農林業費のほうに戻るんですけども、調書でいうと223ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費のうちの農産物加工センター等管理運営経費についてです。

昨年までは清音の青空市の駐車場の借上料というのが計上されていたんですけども、こちらは今年度についてはないのでしょうか。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 土地借上料、昨年度計上させていただいておりましたが、この土地というのが加工センター西側の土地を清音青空市用の臨時駐車場として借りていたところでございます。ある清音の法人から、実はこのうちが借りていた土地を職員の駐車場として使いたいという要望がございました。市のほうが青空市の役員の方と相談をさせていただきまして、青空市のほうが実際現在あまり使っていないということで、この駐車場を市で借りていただかなくても大丈夫という結論に至りまして、現在は清音の法人のほうが駐車場として使われているので、令和6年度につきましては予算計上いたしておりません。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 続いてなんですけれども、私聞き漏らしていたようだったらすみません。予算書の146、147ページの畜産業費なんですけど、前年度27万9,000円が本年度ゼロということで、昨年までは養豚場の水質検査を月に1回2箇所行ってる、この経費だったんですけど、こちらはゼロになっているのはどういった経緯なのかを御説明いただきたいと思います。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） これもそうなんですけど、楨谷ダムのほうで養豚場の関係で水質検査を行っていましたが、吉備中央町の養豚場がございまして、過去いろいろないきさつがございまして、水質汚濁といいますか、地域の方と結構その当時トラブルになっておりました。実はこの養豚場が令和5年にもうなくなっているという情報が県から来まして、今現在は新たに福山市の養豚の業者がそこへ入られています。

その中で新たに養豚場へ来られるということで、市と地元、そしてその業者の社長に来ていただきまして、一度中央公民館池田分館のほうで話し合いをさせていただいております。前の業者のときには公害防止協定といったものを結んでおりましたが、新しい業者になってその辺の協定をまた結び直す必要があるのかどうかということをお聞きしたかったので、一応そういう3者での会談を設けさせていただきました。

話し合いの結果、地元としては以前のような公害防止協定は結ばなくていいよという結論に至りまして、ただ農業用水として楨谷ダムの水を使っておりますので、一応夏場に水質検査は地元としてはやっていただきたいということでございましたので、養豚場のほうで1回して、市のほうで楨谷ダムの経費のほうで水質検査を行っております、そのダムに入ってくる流入場所の水質を2回目として使わせていただくということで地元にて了承をいただきましたので、この畜産業費で上げていた水質検査の費用につきましては今回計上していないということでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 続きまして、調書の243ページ、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費のうちの国民宿舎特別会計繰出金なんですけれども、繰出金のうちの③番、国民宿舎特別会計での支出総額と収入総額の差額というのが依然としてあるということで、ここがなくなっていかなないとなかなか経営が黒字転換しないんじゃないかというふうな、私の解釈なんですけれども、こちら辺の見通しは、令和6年に関係なくその先のことになるかも分からないですけど、いかがでしょうか。

○委員長（三上周治君） 答えられますか。

観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員お尋ねの繰出金のほう、一般会計からも繰出金の③番の支出総額と収入総額の差額についての今後の見通しということでございますが、こちらのほうは御存じのとおり国民宿舎サンロード吉備路の本来なら一般会計で補う部分、入湯税とか、その辺

についての補填が①、②になっております。③については、それでも補い切れない部分の収入の差額を補うということで、これやはり国民宿舎のもともとの観点から、やはり市民、また観光客も含めてですけれど、そちらの公共の保健福祉の増進の観点から、この差額の部分は今のところちょっと補填していた関係でありまして、今後新しい指定管理者のほうが増収をかなり期待できるようになれば、この差が縮まってくるものと思ひまして、ただこれがなくなるというところまでの収益が上がるということは、今の段階ではちょっと考えにくいかなと思ひております。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 調書の215ページで、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費、ジャンボタニシの補助金のことなんですけど、これ雑草を食べてくれるというので益虫の側面と植えたばかりのを食べてしまって害虫になるという側面、両方の解釈があるんですけど、いつも大体これぐらいの予算をつけておられるんですけど、時期はもう植えた後すぐなんですけど、30万円って何人ぐらいを予定されているんですか、この補助対象者、あと基準みたいな。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） ジャンボタニシにつきましては、予算計上上計算がありまして、1平方メートル3円掛ける面積の2分の1を市が補助するというものでございます。ですので、予算計上上は何人とかという形ではなく、一応20ha分の予算を計上しております。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） ということは、20haの人が申し込んだら、もうそれで一発で終わることですか、極端な言い方すると。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） 実際はそうなるんですけども、実際の実績を申し上げますと、例年大体7、8haから11haぐらいの実績でございます。

（「申込みが少ないということ」と呼ぶ者あり）

○農林課長（小川正義君）（続）はい。なので、確かに被害が、最近はちょっとあまり聞かないんですが、多いこともありますので、ちょっと余裕目に予算を取らせていただいて、先ほど小西副委員長がおっしゃられたように、有機農業にとっては実はこのジャンボタニシが有益というのを聞いております。予算としては一応そういう形で例年どおり取らせていただいております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） そういう考えで、いい生物と思つとると。この補助を知らないという人も結構おられて、自分で農協へ行って、薬剤みたいなのを買ってまかれてる人も結構いらっしゃるんで、ちょっとこういうのもあるんだよというのをお知らせしていただければと思うんで、よろしくをお願いします。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） ありがとうございます。

そうですね、総社市農業委員会だよりとかには一応ジャンボタニシの関係、こういう補助金がありますというのを載せさせていただいております。農協とかにもそういった形の何か周知できるようなチラシが置ければいいなと思います。また、考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時5分

再開 午前11時14分

○委員長（三上周治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

太田委員。

○委員（太田善介君） 調書の248ページ、第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費のSOJAイルミネーション実行委員会負担金の400万円ですけど、これってどういう目的でやられてるのかということと、効果がどのぐらい、何にあったかという統計など、取っているのかをちょっと教えていただきたいんですけど。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） まず、目的でございますが、年末の市内の冬の観光シーズンのには適さない季節におきまして、市内のイルミネーションでもってにぎやかにしていこうとか、にぎわいをもたらそうという趣旨でこちらのほうを開催しております。

効果のほうの統計は取っておりませんが、来ていただいた方からは、年末にこういう事業をやっていたらイベントもあるので楽しいとか、それから通行人の方からは総社市が明るくなっているとか、そういうお声はお聞きする次第でございます。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） ちょっと他市のほうのを見てみると、一応商業的に何%売上げが伸びたとか、いろいろもろもろあるんですけども、これいつまでやって、多分観光で人を呼び込むためとは思いますが、どれほど効果が出ているのかということところがちょっと甚だ疑問ではあって、それが市民の方にとってのということなのか、それとも市内の商業者の人が売上げが上がるからとかというわけでもなくということも含めてやられてるのでしょうか、教えてください。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員おっしゃったとおり、市民向けでもあり、観光客向けでもあり、どちらもだと思います。そちらの方々に向けて、統計は取っておりませんが、にぎわいをもたらしたり、場合によってはそのお店の売上げとかにも寄与しているかもしれませんが、そういう形になっておるかだと思います。

○委員長（三上周治君） 太田委員。

○委員（太田善介君） できれば、効果が数字で見えるようにしていただければありがたいんですけども、どうでしょうか、一応提案としてです。お願いします。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員お尋ねの数字でもって効果が実証できるようにということにつきましては、ちょっと今後検討させていただきたいと思います。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） すみません。ちょっと小さいことで申し訳ないです。先ほどの小西副委員長が言われましたジャンボタニシの項目のことなんですけど、よろしいでしょうか。

申請した方が何haとか何か、それは説明で分かったんですが、ほかのイノシシとかだったらわなを仕掛けるとか、何をするとか、具体的なことは分かるんですけど、これは結局は、うち3反ありますが、ジャンボタニシの駆除をしたいという申請をどこにして、薬を買った領収書とか、わなを仕掛けるとか、ジャンボタニシって、もうおっかけごっこでどうにもならないです。個人が申請するのか、そこの地区で申請するのか、これは駆除じゃないですよ、防除対策ですから、何か具体的な何かをしましたと、結果こっだけジャンボタニシが取れましたとか、何か証拠とか、具体的なことはなくても、言えば出るのか、何かその辺をもっと分かりやすく教えていただきたいんです。

○委員長（三上周治君） 農林課長。

○農林課長（小川正義君） ジャンボタニシの件につきましてですが、申請につきましては市のほうへ出していただきまして、市で審査をして補助金を出します。その対象者なんですけど、3戸以上の農家の方が共同で防除を行うというときに、この補助金は出させていただきます。

（「3軒、3戸か」と呼ぶ者あり）

○農林課長（小川正義君）（続）はい。その補助金の内容としましては、防除をするために薬剤を農家の方は買われますが、その防除剤に対する補助金でございます。それを市が2分の1の補助というものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） よく分かりました。何かさっき3軒って言われたことがよく分からなくて、3戸ですね。

（「3戸以上」と呼ぶ者あり）

○委員（加藤保博君）（続）ああ、よく分かりました。ありがとうございました。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費なんですけど、調書の246ページの日本遺産の桃太郎伝説のことなんですけど、予算267万6,000円と日本遺産サミットが開かれて、その旅費とかが計上されてるんですけど、日本遺産の桃太郎伝説の事業って実際何をやっているのか、私、Tシャツは見たことがありまして、ずっと着てないんですけど、何か具体的にどうい

うことをやって、どういうふうな形でやってるのか、分かれば教えてください。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 日本遺産の事業でございますが、例えば今年度で申しますと造山古墳のビクターセンターで造山古墳まつりを春に行いましたり、あとデジタル技術を使ったクイズラリーを夏場にやりましたり、それから秋には古墳を巡るバスツアー、それから冬には温羅を題材としたお弁当というか、レシピコンテスト、そういったものを行っている状況でございます。来年度につきましても体験型の事業を企画中で、事務局は岡山市なんですけど、そちらのほうで企画立案を今進行中と聞いております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） レンタサイクルで、何か赤いのを何台か、あれは日本遺産の関係でしたかね、確認ですが。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） おっしゃるとおり、日本遺産のプロジェクトでレンタサイクルに使用した赤色の自転車、あれはこの日本遺産の事業でございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） ああいったものをもっと増やして、結構自転車で最近増えてるんですよ、総社市内にサイクリングロード。外国人も含めて。もっともっとコマーシャルして行って、誘致してもいいと私は思うんです、観光客というかね。その辺も台数をもっと増やしたりとかできないんですかね。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 来年度は、先ほど申し上げました体験型事業などを中心に、ほぼ骨格が固まっていると思うんですが、例えば再来年度の事業とかに、意見を言う機会はたくさんありますので、あの事業よかったのもっと台数を増やして、もうちょっとそれにまつわる工夫をして、前面に押し出していこうという意見は申し述べていけたらなとは思っております。

○委員長（三上周治君） いいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） 調書の249ページの、第7款商工費、第1項商工費、第4目観光センター運営費、きびじつるの里の話なんですけれど、これきびじつるの里施設委託管理料1,400万円ちょっと、それからコンベンションホールほか施設管理委託料、これ1,000万円ほど上がってますけれど、委託管理はまずどこがしてるんですか。

これともう一点、きびじつるの里等の活用を推進し、国民宿舎サンロード吉備路との一体的な利用促進を図る必要があるというところで一番最後に書いてますけど、ここら辺、今度新しく委託先

が変わりますけれど、そこの話とかというのはどういうふうになってるんか、ちょっと聞かせてください。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員お尋ねのきびじつるの里施設管理委託料及びコンベンションホールほか施設管理委託料、こちらの委託先なんですけど、こちらはどちらも今現在の指定管理者に委託しております。

きびじつるの里の施設管理委託料は、あくまでも本市の職員がきびじつるの里を主に運営というか、管理しております。その補助的な役割として簡単な作業が、簡単というか、それなりの作業はあるんですけど、そちらを今の指定管理者にお願いして、共同で一体的にきびじつるの里を運営していくような形になっております。コンベンションホールも施設の中にありますので、指定管理者で運営を委託して、その売上げは毎月市のほうに納入されております。

こちらは一体的に、二つ目ですが、きびじつるの里等を活用し、国民宿舎サンロード吉備路との一体的な利用促進を図るということですが、今年度7月末にきびじつるの里も20年たつということで、イベントを行いました。7月末ぐらいに、夏休みに入った子ども向けのイベントを行いまして、大変盛況で、その観察会だけでなく、そのウォークラリー形式のようなものをやったりして、親子連れで約200名の方に来ていただきました。こちらの参加者については、国民宿舎サンロード吉備路の施設の一部でありますところでソフトクリームをあげるとか、そういうふうな形で国民宿舎サンロード吉備路の施設側のほうと、それからきびじつるの里の入場者と相乗的に両方一体となって、今後も活用ができたらいいかなと思っておりますので、そういった意味で相乗効果を狙っております。

以上です。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） じゃあ、委託管理は本年度3月31日までは指定管理者休暇村サービス・休暇村協会が委託管理をされてる、4月1日からは次の下電観光バス・シャンテ矢掛屋、つるの里の後ろ側、コンベンションホールって奥側にある施設のことなんですかね。すみません、産業建設委員会に初めて入っていますので。裏側に施設がありますよね、鶴のことをやってる。あれは違う。ちょっとそこら辺を教えてください。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） コンベンションホールは、あくまでも宿舎のエントランスの北側に一体となっております。あそこでシンポジウムをしたり、それから宴会をしたりする、あそこがコンベンションホールでして、その管理委託。そもそも建てるときに宿舎部分とそれからそうでない一般会計部分として分けて建設しましたので、この予算の歳出の費目のほうも別建てにして、こちらのほうを一般会計でもって管理運営していくというたてりがあります。ちょっとややこしいんですけど、コンベンションホールはあくまでも一体となった宿舎部分の北側の棟になり

ます。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） すみません、初歩的なことばかり聞いてすみません。

じゃあコンベンションホールは、国民宿舎サンロード吉備路の中の建物の続きの北側の部分ですよ。きびじつるの里って、あの奥側の施設がきびじつるの里で、その委託管理も、でも今回下電観光バス・シャンテ矢掛屋が同じく管理をするということで、きびじつるの里の改修があるじゃないですか、修繕か。420万円。ポンプ修繕とか、そういうのは今後4億円程度、国民宿舎サンロード吉備路の令和7年度の改修予定の中に入ってるものじゃないということによろしいんですか、それは別。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 深見委員おっしゃるとおり、今度の大規模修繕とはちょっと別のことでございまして、こちらの修繕料と申します421万8,000円の、きびじつるの里ポンプ修繕、制御盤更新というのは、また別になります。こちらは、国民宿舎サンロード吉備路の第3駐車場と第2駐車場の付近に井戸を掘っております、そちらのほうからポンプで井戸水をくみ上げて、西側のきびじつるの里のケージの上の頂上部分まで水を送っております。その水を流下して、きびじつるの里の中の通路、10ありますけど、そちらのほうの飲み水だったり、洗い水だったりするような用途に使うものでございまして、このポンプが壊れてしまうと鶴に大変な影響を与えてしまうので、大規模修繕とはまた別個でこのポンプを修繕しようとするものでございます。

○委員長（三上周治君） 深見委員。

○委員（深見昌宏君） あまりこの話をくどくどとしても仕方ないんで、ざっくり分かりました。

4億円、大規模修繕は令和7年度に行われる、これは入ってないということで、令和6年度には修繕、项目的には何もないんですけど、令和6年度に改修とか修繕の予定は、これはあるんですかね。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） また、この一般会計とは別で国民宿舎特別会計のほうで修繕費のほうは計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

（「了解しました。すみません、どうも。要らんこと言いました」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） 調書の250ページ、第7款商工費、第1項商工費、第5目企業誘致対策費、企業誘致のことなんですけど、今総社市で企業誘致を推進するということでも土地、場所等は企業誘致できるところ、確保されてるんですかね。あったら教えてください。

○委員長（三上周治君） 企業誘致商工振興課長。

○企業誘致商工振興課長（林 啓二君） 小西副委員長の御質問でございますけども、市が土地を

確保してるというところは、はっきり言いましてごさいません。これは毎回いろいろ課題になって  
いるところでごさいます。

基本的に企業立地するためには、市街化区域内であるとか、そういうところのいろんな都市計画  
法であったり、というところのたてりから本来なら立地すべきのものでごさいますが、総社市の  
実情を見て、市街化区域内に一団の土地がないということで、今現在市街化調整区域を含めて、企  
業立地を検討してるところでごさいますけども、このあたりは企業のニーズ、そういったところも  
踏まえながら、各関係法令の整備をしていき、今現在地域未来投資促進法という形の取組を進めて  
おります。こういう取組を国のほうも推奨していつているわけですので、有効に活用させていただ  
き、それで企業のニーズに合う、マッチングできる土地を共同となりますか、そういったことを聞  
きながら企業の立地を進めていきたいと考えております。

以上でごさいます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 要するに今は、ケージするにはしても土地の確保はない。市長がずっと岡  
山県立大学周辺と市街地調整区域の撤廃等、いろいろ要望したり陳情してるんですけど、なかなか  
そこが区域、線引きがうまくいかないという状況ですよ。これも打開策がやっぱり見当たらない  
状況ですよ、頭打ちの状況。今後ともこういう状況が続いたら、幾ら企業誘致って頑張っても、企  
業の人が総社市に來れない状況ですよ、確認ですけど。

○委員長（三上周治君） 企業誘致商工振興課長。

○企業誘致商工振興課長（林 啓二君） 小西副委員長の再度の御質問でごさいます。

先ほどこちらで説明させていただきましたように、地域未来投資促進法というものが平成28年度か  
ら取組が法律で定められております。その中で国のほうとしても基礎自治体の課題等を踏まえて、  
緩和対策等を踏まえていつております。それは、あくまでも調整区域で開発が要件として緩和でき  
るような取組も進めていつております。そういうことのニーズも踏まえて、各種要件に合致した取  
組を企業ニーズに合わせて取り組んでいきますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上でごさいます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） ありがとうございます。

あと企業誘致でなくて、さっきの深見委員のきびじつるの里も、大分予算も割いてますし、あそ  
こにタンチョウが10羽もいるんだったら、やっぱり観光の目玉にしていくべきだと私は思っ  
てまして、何か関連のグッズとか、お土産物とか、そういうのは今まであったんですかね。鶴のぬいぐる  
みとか、まんじゅうとか、だんごとか、いろいろあると思うんですけど、そういうのは考えたこと  
はない、グッズ的なものは。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 平成30年、平成29年、その頃でしたか、鶴の缶バッジと

か、クリアファイルを作っていた記憶がございます。それぐらいです。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） それは国民宿舎サンロード吉備路が独自で缶バッジ作ってる、総社市は関係ない。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 総社市で作っておりました。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） じゃあ、今はもうそれは作ってなくて、もう全く話がよそというか、新たにもう作る予定はない。観光の目玉で売る予定もない。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） いい御提案をいただきまして、グッズ、大変重要かなと思いますが、グッズも大事なのですが、先ほどこちょっと話だけさせてもらいましたイベントとかをやることで誘客といいますか、あそこに総社市の鳥でもありますし、ああいうものがあるんだよという、小さい子なんか特に、きびじつるの里でタンチョウを飼っているということ自体を知らない方もこの前のイベントでいらっしゃいましたので、ああいったイベントをまずやってみて、そのときにタンチョウの形を模したソフトクリームなんかを作りました。大変好評だったのですが、あれは限定で発売をして、非常に子どもも行列ができていたりしました。なので、できるところから、なるべく予算をかけずに工夫してできるところから進めていきたいなと思っておりまして、グッズについては御意見として賜りたいと思います。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 大変貴重な、多分国の天然記念物ですよ。だから、実際のところ、あそこにあれだけの数がいるというのはすごい貴重なことで、それでずっと総社市も予算を割いてやってるわけなんですよ。だから、わざわざ北海道のほうまで行ってタンチョウを見るんじゃなくて、そこへ行ったらかわいらしいのがいるわけなので、いろいろアピールの仕方があると思うんで、ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 委員おっしゃるとおり、身近に国の特別天然記念物がございますので、しっかりとPRしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） ないようでありますので、この際しばらく休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○委員長（三上周治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8款土木費及び第10款教育費のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） それでは、土木費につきまして主なものについて御説明をいたしますので、予算書158ページ、159ページをお開きください。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、第1節総務費から第8節旅費は、主に職員18名と会計年度任用職員4名に係る人件費及び土木担当員137名の報酬や各種会議等の総会、要望活動などに伴う費用でございます。第10節需用費は、事務用品、公用車に係る燃料代、車検等の費用でございます。第11節役務費は、岡山県との協働事業であるふるさとの川リフレッシュ事業に係る手数料等でございます。第12節委託料は、地図訂正に必要な測量と道路、水路の台帳整備に係る委託料及び危険空家の緊急措置等に係る費用などでございます。第13節使用料及び賃借料は、地籍管理及び道路、水路の台帳の管理等などで、必要となるシステムの使用料等でございます。第17節備品購入費は、地域応援課が所管する公用車1台を更新するための車両購入費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、日本建築行政会議負担金から、1枚おはぐりいただきまして、160ページ、161ページの研修会等負担金まで、説明欄に記載の各種団体への負担金と業務に必要な積算システムの負担金でございます。第16節公課費は、先ほど御説明いたしました公用車1台の購入に伴い必要となる自動車重量税でございます。

続きまして、同款、第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう費総務費、第2節給料から第4節共済費につきましては、職員2名の人件費でございます。第11節役務費は、道路瑕疵による事故が発生した場合の損害賠償に係る保険料でございます。

次に、同款、同項、第2目道路維持費、第10節需用費は、道路照明、総社駅、清音駅のエレベーター等の光熱費と道路陥没、側溝、路肩等の修繕料でございます。第11節役務費は、地域の方が行う小規模工事の手数料でございます。その下、災害保険料は小規模工事に伴う傷害保険及び損害保険料等でございます。第12節委託料は、説明欄の建物清掃委託料から、1枚おはぐりいただきまして、162ページ、163ページ、道路維持管理等委託料まで、道路、水路等の維持管理に係る経費でございます。樹木等伐採委託料は人口増パッケージの生活道の補修等に係る地域力向上道づくり事業によるものです。道路維持管理等委託料につきましては、舗装剥離などの簡易な修繕に係る経費でございます。第13節使用料及び賃借料は、総社駅、清音駅に設置された防犯カメラの賃借料と道路、橋梁の管理に必要なシステムの使用料でございます。第14節工事請負費は、舗装及び橋梁点検による長寿命化計画に基づく舗装や橋梁の修繕工事及び人口増パッケージの生活道の補修等に係る地域力向上道づくり事業でございます。第15節原材料は、簡易な修繕におけるアスファルト合材の原材料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、道路面の調査システムを使用するための

経費でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 土木課長。

○土木課長（矢木武司君） 次に、第3目道路新設改良費のうち主なものについて御説明申し上げます。

まず、第1節報酬につきましては、東総社駅前泉本線改良事業に伴う埋蔵文化財発掘調査員の報酬でございます。第2節給料から第4節共済費までは土木課職員の給料、各種手当、共済組合費等の負担金及び埋蔵文化財発掘調査員の労働保険料等でございます。第8節旅費につきましては、埋蔵文化財発掘調査員の通勤手当でございます。第10節需用費及び第11節役務費は、埋蔵文化財発掘に伴う消耗品や電気代でございます。第12節委託料は、道路改良等に伴う用地測量及び設計業務でございます。第13節使用料及び賃借料につきましては、文化財発掘調査に伴う機械器具借上料でございます。第14節工事請負費は、元町井手線ほか道路改良工事及び市道舗装新設等に要する経費でございます。第16節公有財産購入費は、秦中央本線ほか道路改良に伴う用地代でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、岡山県建設事業負担金条例に基づき県道の改良等に伴う負担金でございます。第21節補、償補填及び賠償金は、道路改良に伴う支障物件等に要する補償費でございます。

1枚お開きいただきまして、164ページ、165ページを御覧ください。

続きまして、同款、第3項河川費、第1目河川事業費のうち主なものについて御説明申し上げます。

第10節需用費は、富原及び秦、美袋地区ほかの排水機場の燃料代や電気代、普通河川等の修繕に要する経費でございます。第11節役務費につきましては、秦、美袋地区の排水機場の緊急通報装置の通信費及び排水機場の緊急出動時のポンプ運転管理の手数料でございます。第12節委託料は、富原及び秦、美袋地区外河川施設の保守、管理や昨年度作原地区排水機場の整備に係る適地調査を実施した結果、排水機場を整備するためのスペースの確保が困難であり、排水ポンプ車での対応が可能であり、経済性、施工性に最も優れているため、岡山県が整備を進めている築堤の一部にポンプ投入口の設置を岡山県へ工事委託された経費でございます。第14節工事請負につきましては、国府川ほかの河川改修及び浚渫工事に要する経費でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 都市計画課長。

○都市計画課長（荒木久典君） 続きまして、同款、第4項都市計画費について御説明いたします。

まず、第1目都市計画総務費、第1節報酬は、都市計画審議会委員17名の報酬でございます。第2節給料から第4節共済費までは、職員4名の給料及び職員手当等でございます。第7節報償費は、区画整理事業における墓地換地の寄附に係る関係者への謝礼でございます。第8節旅費の主な

ものは、中国地方都市美協議会研修会の出席等に要する経費でございます。第10節需用費の主なものとは修繕料290万円で、総社駅前広場ほかの区画線、修繕等でございます。第12節委託料の主なものとは、おはぐりいただきまして、166、167ページですが、説明欄1行目、都市計画マスタープラン見直し業務委託料1,090万1,000円で、平成28年に目標年次を令和7年としている現都市計画マスタープランについて、整備が進む市内道路ネットワークや企業誘致の状況等を踏まえ、将来のまちの姿を見据えたまちづくりの指針を見直していくための委託料となっております。また、3行目、大規模盛土造成地滑動崩落調査計画作成業務委託料257万4,000円は、盛土個別の状況整備やその対応方針を検討するための委託料であり、4行目の地区計画策定支援業務委託料495万円は、市街化調整区域での集落維持型の地域での計画策定を支援するための委託業務に係る委託料となっております。第18節負担金、補助及び交付金のうち、公共下水道事業補助金3億9,277万1,000円、公共下水道事業負担金1億9,791万1,000円は、公共下水道事業に伴う雨水対策事業費、単独事業費、企業償還金等に充てる一般会計から下水道事業会計への負担金及び補助金であります。第23節投資及び出資金7,770万4,000円は、公共下水道事業に対する一般会計から下水道事業会計への出資金でございます。

第2目街路事業費、第2節給料から第4節共済費までは、職員1名の給料及び職員手当等でございます。第14節工事請負費は、都市計画道路刑部三須線整備事業に伴う附帯工事に係る工事請負費でございます。

次に、第3目都市下水路費、第14節工事請負費は、三輪地内の下水路改良に要する経費でございます。

次に、第4目公園費、第2節給料から第4節共済費までは、職員2名の給料及び職員手当等でございます。第7節報償費の主なものとは、開発行為に伴い設置された小規模な公園等の管理に係る謝礼でございます。第10節需用費は、168、169ページをお開きいただきまして、都市公園等の維持管理に要する光熱水費や施設の修繕に要する経費等でございます。第12節委託料の主なものとは、説明欄4行目、5行目で地元町内会など公園管理に要する管理委託料及び砂川公園の指定管理委託料でございます。第13節使用料及び賃借料の主なものとは、公園用地として借り上げております宮本町公園の土地借上料及び公園台帳システムの使用料でございます。第14節工事請負費は、公園施設長寿命化計画に基づき実施する都市公園遊具等の更新等に係る工事請負費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、常盤公園の耐震性貯水槽の点検等を行う経費でございます。

都市計画費につきましては以上でございます。

○委員長（三上周治君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 続きまして、同款、第5項住宅費、第1目住宅管理費ですが、この予算は市営住宅の経費でございます。第1節報酬は、市営住宅入居者選考委員会委員5名の報酬でございます。第2節給料から第4節共済費までは、職員4名の給料及び手数料等でございます。第10節需用費は、市営住宅9団地の維持管理や整備に要する費用で、主なものとは市営住宅の修繕料

でございます。

1枚おはぐりいただきまして、170、171ページをお開きください。

第12節委託料は、市営住宅の空き住戸の除草、シロアリの駆除及び長寿命化計画策定を委託する費用でございます。第21節補償、補填及び賠償金は、集約化事業に伴う移転補償費でございます。

住宅費については以上でございます。

○委員長（三上周治君） 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長（赤木郁哉君） 続きまして、204ページ、205ページをお開きください。

第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、本年度予算額1億794万4,000円でございます。この予算は、埋蔵文化財発掘調査事業、文化財保護啓発事業、鬼城山整備事業、作山古墳調査活用事業などに要する経費でございます。主なものといたしまして、第1節報酬から、1ページお開きいただきまして、206ページ、207ページ、第4節共済費は埋蔵文化財学習の館4名、鬼城山ビジターセンター2名、発掘作業員、文化財資料整理員など、会計年度任用職員の人件費でございます。第8節旅費の主なものは、会計年度任用職員の通勤手当でございます。第10節需用費の主なものは、鬼城山ビジターセンターの男子トイレ小便器や監視カメラの修繕、埋蔵文化財学習の館や鬼城山ビジターセンターの光熱水費でございます。第12節委託料の主なものは、作山古墳の地形測量のほか、地籍維持管理のための下草刈り、江崎古墳石室の経年劣化観測に伴う経費でございます。第14節工事請負費は、鬼城山の版築土塁の再整備工事に伴う経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、宝福寺の重要文化財保存修理事業補助金、赤米伝統文化連絡協議会負担金など、説明欄に記載のとおりでございます。

教育費は以上でございます。

○委員長（三上周治君） 途中ではありますが、この際しばらく休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時59分

○委員長（三上周治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小西副委員長。

○委員（小西利一君） 調書の255ページの、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費、市の管理の道路の保険のことなんですけど、災害保険料を毎年106万6,000円払ってます。これ前も一度聞いたんですが、保険金額が増えてしまうと保険料がまた上がるのかどうかというのもあったり、去年の保険、どのくらい払われたのかなと思って、106万6,000円よりも多かったのか、少なかったのか、そこをちょっと聞きたいんです。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 小西副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

保険料につきましては、以前の委員会でも御質問があったと思います。相談する業務として必要なものと認識をしております。実際のところ、昨年度も今年度も瑕疵として上げさせていただいてるんですが、この金額を超えることはなかったということでございます。過去をずっと見ても、この金額を超えた年は、ここ3年ほどではないということで御報告をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） できるだけというか、もうゼロが基本だと思います。よろしく願います。

あと調書の256ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費、土木のことですけど、これ修繕料で4,450万円出てます。その中、修繕が105件と土木担当員要望は80件で出てるんですが、土木担当員要望80件は何分の80なんですか。全体で、土木担当員からの要望は毎年いっぱい出ると思うんですけど、そのうちの何%を消化しようと思っているんですか。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 小西副委員長の再度の御質問にお答えしたいんですが、これ後ほど御報告をさせていただきます。ちょっと今調べますので、申し訳ありません。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） じゃあ、後で願います。

あともう一点、樋門の担当委託料ですかね、調書の266ページ、第8款土木費、第3項河川費、第1目河川事業費、年間これ予算が258万5,000円で、13人で割ると1人当たり19万8,000円ぐらいになると思うんです。これ年間の委託料になると思うんです。これ1人当たり19万8,000円の算出根拠を教えてくださいたいのと……。

ああ、そうか、危機管理の。すみません。じゃあもう一つ、土木担当員報酬が9万1,000円ですと一緒なんですけど、この算出根拠は何かあるんですかね。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 小西副委員長の御質問にお答えします。

土木担当員報酬についてでございます。9万1,000円、以前よりは上がった経緯はありますが、現実に算出根拠というのは設けておりません。ただ、業務の軽減はもうおおむね土木担当員業務を軽減していくという方向で、今切り替えてるところでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） すみません、土木担当員報酬のことは分かりました。

ただ、さっき言うたようにちょっと担当が違ったんですけど、比較して何か差が大きくあり過ぎるなと思ったので、ちょっと尋ねただけなんです、ありがとうございました。

○委員長（三上周治君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤保博君） 先ほどと同じ調書の269ページ、第8款土木費の中の第3項河川費、第1目河川事業費の中に流入河川排水機場国府川ってあります。これはうちの担当ですよ。

第12節委託料のところに100万円、スイゲンゼニタナゴ保護移動業務ってありますが、スイゲンゼニタナゴのことにに関して私が20年ほど前の発案者であります、どこの団体にどういう方法で委託して、保護委託となってるんですが……。

○委員長（三上周治君） 移動。

○委員（加藤保博君）（続）保護移動。どこの川へ移動しようとしてるのか、スイゲンゼニタナゴの生息地等や生態とかに詳しい団体、そういうところに100万円も払って、全部捕まえられるわけがないんですけど、いつの時期にどこへ移動しようとしてるのか、100万円の根拠がよく分からないのですが、説明できればお願いします。

○委員長（三上周治君） 土木課長。

○土木課長（矢木武司君） 加藤委員の御質問にお答えいたします。

スイゲンゼニタナゴですが、工事区間にいるスイゲンゼニタナゴを上下流のほうへ、採取いたしまして逃がすような活動になっております。ちょっと団体のほうは調べさせてください、すみません。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） 団体を調べると今言われましたけど、そういう団体が決まってるから100万円とかという金額が出たんじゃないんですか。工事区間、要は工事が始まったら魚は勝手に上流と下流に逃げていくんですけど、その団体にしても何かが行こうが行くまいが、魚はいなくなるんですけど、下流に行ったら多分上流には帰ってこない、上流の西山の水門があるあたり、あの辺に放流しない限り、絶滅危惧種なので絶滅してしまうと思うんですけど、今度委託するところとよく話をされる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（三上周治君） 土木課長。

○土木課長（矢木武司君） スイゲンゼニタナゴは二枚貝へ卵をつけたりする、そちらも採取させてもらって、上下流へ移転させていただき、その間、工事区間内を大型ドームで仕切りをしまして、その中を工事させていただきますので、その中にあるものを採取して上下流に逃がすような委託となっております。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） すみません、度々。

それは、時期的にいつ頃から始めるというのは分かっていますか。

○委員長（三上周治君） 土木課長。

○土木課長（矢木武司君） 工事前の取水期明けに最初の調査をいたしまして、工事するときと一緒に土のうを敷いたときに中の魚を捕ったり、二枚貝を取ったりして、上下流へ放すような形だと思います。

以上です。

○委員長（三上周治君） 加藤委員。

○委員（加藤保博君） もう一回だけ、すみません。

河川工事をする工事業者なのですか、専門のところの会社、団体に100万円出すんですかという話、聞いたんですけど。

○委員長（三上周治君） 土木課長。

○土木課長（矢木武司君） 専門業者へ委託させていただいております。

（「100万円」と呼ぶ者あり）

○土木課長（矢木武司君）（続）はい。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 調書の257ページの第8款、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費、設計委託料なんですけど、これ4,200万円の中のトンネル点検1箇所って書いてあるんですが、市内はトンネル1箇所だけですかね。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 小西副委員長の御質問にお答えいたします。

御質問どおり、1箇所でございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） どこのトンネルですかね。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 豪溪秦橋の下の滝の端でございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） 調書256ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費の道路等維持管理経費についてなんですが、こちらの中の道路維持管理等委託料900万円のところなんですが、これは先般始まったLINEの道路不具合通報を受けてやってる部分の、それが含まれる、いわゆる小規模な修繕ということでよろしいでしょうか。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 荒木委員の御質問にお答えいたします。

道路維持管理の委託料につきましては、これはLINE通報の費用ではなくて、通報を受けてから後の業者に修繕を依頼するための委託料でございます。市内17地区を振り分けた中で、契約の下

で委託契約をさせてもらって、修繕を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） ちょっとよく分からなかったです。

受けた後に修繕を委託するというのは、要は……。

（「答えが違うんじゃないか」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 失礼いたしました。

LINE通報の費用が含まれてるというふうな点でございましょうか。

（「じゃあないです」と呼ぶ者あり）

（「LINEで通報された修繕をこれでやっているのか」と呼ぶ者あり）

○地域応援課長（角田琢美君）（続） ああ、分かりました。失礼いたしました。

荒木委員の御質問どおりでございます。通報をもって、これの費用でやっているところでございます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） ということであれば、ちょっと安心して質問を続けさせてもらいます。

まず1点は、LINEで不具合通報できるようになったことによって、件数がどのように増減したかということ、それに伴って令和6年度、750件を見てるんですが、金額も900万円、これ令和5年度と同じ数なんです。これが実績によっては多いのか少ないかということがちょっと疑問だったのでというのが1点で、ちょっとこれはもう正直体感になるんですけども、私も何回かLINEで通報させてもらってます。その中で、当初本当にすごい早さで、ああ、もう直つとるわというふうに、数日で直ってることもあれば、最近ちょっと、あくまで体感ですけど、なかなか直ってないなというところがあったので、これ例えば750件、予算を消化したらもうそれで終わってしまうものなのかというところをちょっとお聞かせください。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 荒木委員の追加の御質問にお答えいたします。

まず、LINEにつきましては、実際の動きとしては約1割程度の、全体の中でも件数で通報をいただいているところでございます。通報の件数はまだまだPR不足と認識しているところでございまして、こちらについてはやっていきたいと思っております。

もう一点、修理を行う期間が長くなったという御意見でございます。こちらにつきましては、委託料の契約で、2週間以内に行うという契約をさせていただいておりますので、タイミングよく早く入っていただけたときもあれば、2週間のうちにしていただいていることもあるという流れで、ちょっとばらつきがあろうかと思いますが、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） LINEの利用はまだまだ1割程度ということですけども、この1割というのは過去の分が上乘せになった1割なのか、それとも過去は電話とか窓口対応してたものがLINEにすり替わっただけなのか、それによってはもう最終的なトータルの数が変わってくると思うので、要は令和5年度の予算は750件取ってて、令和6年度もなので、令和5年度の実数、実績は分からないんですけども、これで足りるのかどうかというところがちょっと危惧してるところでありますので、ちょっと今年度の実数がまだ出てはないと思うんですが、LINE前、後で増えたか減ったか、減ることはないかもしれませんが、そこら辺を教えてください。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 荒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

LINEの件数につきましては、現在75件、8月から始まったLINE通報でございます。月に約10件程度の通報が入っているというふうに思っているところでございます。例年の総件数でいきますと約700件から800件、多いときが800件でございますので、今年の動きを見据えた中で、予算で750件というのを計上させていただいたようなことでございます。あくまでも概数でございますので、これ以上増えたから止めるというわけではございません。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 建設部長。

○建設部長（河田秀則君） ちょっと私のほうから補足をさせていただきます。

この予算につきましては、今年度、LINEをする前から、もっと前から取らせていただいたものでございまして、従来は本当に市民の方、あるいは土木担当員の方がお電話であったり、それから窓口であったり、来ていただいて、こういうところに道路に穴が空いてるとか、舗装が剥がれてしまっているの、早急に直してほしいというような話があって、先ほど課長が申しあげましたように、今17地区でそれぞれ地元の業者と委託契約しておりまして、すぐそこへ連絡いたしまして補修、修繕をしていただくという流れでございました。大体その件数というのが、600件とか、700件とか、年間上がっております。この750件というのは、そういったものを例年どおりの考慮をして、上げさせていただいております。

当然これ緊急的なものですから、予算が足らなくなれば、また皆様方をお願いして補正予算を計上するなり、予算の流用等で対応するなり、昨年度もそういった形でお願いをさせていただいた事例はございました。

今年度はLINEを始めたんですけども、我々ちょっともう少し周知が不足しているとは考えております。せっかくなので、ぜひ御利用いただきたいと思っております。実際にその道路の修繕、この中には例えば倒木をすぐに片づけてほしいとかとそういったものも実は入っております。そういうのからいうと、今年度は大雨とか台風とかが例年に比べるとやや少なかったのかな

と、そのあたりでは件数的にはかなり例年に比べると少ない状況ではあるんですけども、来年度以降もどういったことになるか分かりませんので、同じような形で金額を上げさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） 荒木委員。

○委員（荒木将之介君） ちょっと僕が手元にある予算・決算書だけしかないんですけど、令和3年度が632件、令和4年度が749件ということで、ちょっと増えてきている傾向にあるかなと思って、LINEが1割ということだったので、これでさらに周知が進んで増えていくとどうなのかなと思うんですけど、確かにこれ直さなきゃ駄目なことなので、補正予算組んでも直していただくということでした。引き続き、それではよろしく願います。

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

小川委員。

○委員（小川進一君） 調書の263ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費、泉団地から東総社駅の予算を計上されてます。これは遺跡調査の費用が8,000万円ということで、測量とか用地買収はほぼ済んでると思うんですが、この遺跡調査が終わらないと道路のほう、着工できないのかどうか、ちょっと教えてください。

○委員長（三上周治君） 土木課長。

○土木課長（矢木武司君） 小川委員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、文化財のほうを調査する必要がありますので、文化財の保護は文化財調査を先にさせていただき、それから道路工事に入って行く予定でございます。

○委員長（三上周治君） 小川委員。

○委員（小川進一君） そういうことで、発掘調査が長期にわたる場合があるというふうに書かれているので、令和6年度で完了するのかどうかというのも、まだ発掘してみないと分からないということですかね。

○委員長（三上周治君） 土木課長。

○土木課長（矢木武司君） 一応来年度の予定箇所は国道総社180号・一宮バイパスより南のほうを予定しております。そちらの掘りが終わりましたら北側をさせていただいたりしながら、あとは試掘とか、たくさんあるところだけを一応今のところは計上させていただいております。おおむね1年程度と認識しております。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 調書の278ページ、第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、市営住宅のことですけど、弁護士委託料が各5万円、これ年間で100万円を払っておけばいつでもそ

の手続等してくれるということなのか、あと成功報酬みたいな形で滞納者からの受け取ったお金の中から何%かを弁護士に支払うのか、そこを教えてください。

○委員長（三上周治君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 弁護士の委託料なんですけども、これまでしていた徴収委託料と違いまして、これは今度は悪質な滞納者の訴訟に向かってのものということなんです。ですから、これから訴訟をしていく対象を絞っていくようになるんですけども、その中でまずは相手方と交渉しながら、そのときに弁護士にいろいろとお願いして、情報を提供してもらおうとか、あるいは勉強させてもらおうとか、そういった費用も含めて委託料になるので、訴訟まで行ってしまえば今度は訴訟費用を弁護士に委託してとなるので、このあたりはこれからやる中でどういった費用が発生するかになってこようかと思います。

○委員長（三上周治君） 副委員長。

○委員（小西利一君） これが今年令和6年度から新たに始める事業ですか。

○委員長（三上周治君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） この予算なんですけれども、もう過去二、三年前から予算をつけていただいているんですけども、なかなか滞納者に対する措置として、文書なり、対面なりの事前の措置が必要ということをお勧めいただきまして、今そういうことを順次行った中で、来年度は本格的に訴訟に向けて動きたいと思っているところでございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 過去において裁判等で訴えて、その措置を行い、回収した件は、例はあるんですか。

○委員長（三上周治君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） 過去訴訟というところまで行かずに、即決和解をしたことがありました。訴訟をするということで弁護士を通して裁判にしたときに、和解ということになりました。1件和解しております。もう1件が、和解の手前、訴訟前にもう相手方が和解されて分納するということで、分納して家賃の滞納分を払っていただいております。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 費用対効果のことを言ったら何ですが、経費ばかりかかって回収が少なかったら、もう何のためにやっとなか分かんのですけど、その辺は大丈夫なんですか。

○委員長（三上周治君） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（八重信幸君） おっしゃるとおり、費用対効果の面から考えると非常によくはないと思っております。高額な滞納者が必ず払ってくれるとも限りませんので、訴訟としたからといって全てが返ってくるものではない、ただそういうことをすることによって滞納を抑えていく、一つのそういう事例をつくることによって滞納を少しでも抑えていく、そういったことをまずやっというところではございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○委員(荒木将之介君) 調書でいいますと348ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費の文化財保護啓発事業のところなんですけども、下の負担金、補助及び交付金の中の赤米伝統文化連絡協議会負担金、こちら今年度も補正なのでちょっと減額になっているんですけど、これ理由が赤米のDNA鑑定をやらなかったからだったんですけども、これまた来年度は854万円になってるということで、DNA鑑定はやっていくのかどうかというのをちょっとお聞かせください。

○委員長(三上周治君) 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) 来年度、DNA鑑定を行う予定でございます。

○委員長(三上周治君) 荒木委員。

○委員(荒木将之介君) 言ってもしょうがないことなんですけど、DNA鑑定をやる、ちょっと意義が分からないので、やるからには何か意義のあるようにはしていただきたいと思います。

次、別件で調書の350ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費の鬼城山整備事業なんですけど、こちらの財源のことなんですけど、令和4年度、令和5年度と令和6年度と比較していくと、少しずつ国庫と市の割合が、金額はもちろん毎年違うんですけど、市の持ち出しが増えているように思っているんですけど、これはどういった計算によって按分されているのか、もしくは国庫の補助があるものなのかというのをちょっとお聞かせください。

○委員長(三上周治君) 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) 委員お尋ねの件につきましては、国庫補助率は50%でございます。ただ、市負担分がなぜちょっとずつ増えてるかということなんですけど、そちらのほうは工事の入札残をうまく使いまして、国庫補助分を上手に使うために、市単独予算分を若干余分に計上して予算措置しているからでございます。

○委員長(三上周治君) 荒木委員。

○委員(荒木将之介君) ということは、決算時には50、50になってくるという考え方でいいんでしょうか。

○委員長(三上周治君) 観光プロジェクト課長。

○観光プロジェクト課長(赤木郁哉君) 委員おっしゃるとおり、決算時には半々になります。

○委員長(三上周治君) よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

地域応援課長。

○地域応援課長(角田琢美君) 失礼いたします。

先ほど小西副委員長の御質問にお答えできなかった点につきまして御回答させていただこうと思

います。

調書の256ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費です。道路維持に関する御質問で、その中の需用費の中の修繕料について、土木担当員要望80件、ベースは何件に対してかという御質問だったと思います。

こちらにつきましては、土木担当員要望につきまして、例年であれば約70件程度の件数に対して応えていってる項目になるものでございます。そちらにつきまして、現在残件数といたしまして約150件程度まだ残ってるところについて、80件をこなしていこうという予算要求をさせていただいているところでございます。

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 積み残しが150件あって、来年度に80件ぐらいを消化するという、まだ70は残って、また今年度の要望が上がってきて、またそれもたまるという感じですかね、確認です。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 小西副委員長の御質問にお答えいたします。

要望については、あくまでも概算的に80件を上げさせていただいてるところでございしますが、同じ積算根拠の中に修繕105件というふうなものを積算根拠で出していただいております。これを含めた中で処理させていただこうと思いますので、80件で終わるものではございませんので、できる限り地域の要望に応じてまいりたいと思います。

（「ちょっと意味が分からん」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 修繕が105件で、そのまた別に土木担当員要望が80件って書いてあるから、またトータル185件ということ、そうじゃない。合わせて105件。ちょっとすみません、そこをもう一回。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） はい、小西委員の御質問のとおり、合わせてになります。

以上です。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 補足の説明をさせていただきたいと思います。

修繕の105件というのは、道路管理者として進めようという見込みの件数を上げさせていただいているところでございます。双方見込みの数字でございますので、一応予定の積算ではありますが、合わせた中で予算の中で進めてまいろうと思っているところでございます。

（「説明が全く分からん」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 小西副委員長。

○委員（小西利一君） 要は修繕が全体で4,150万円あって、105件と書いてあるが、この105件は

土木担当員要望の80件とはまた別に105件あるのか、あるんですね、別に。別ですね。その80件の要望は、今まで積み残しが150件あって、その中の80件、こっちを来年度して、また70件残るということでいいんですね、確認です。

○委員長（三上周治君） 地域応援課長。

○地域応援課長（角田琢美君） 小西委員の御質問にお答えいたします。

80件しかやらないという話ではなくて、地域の優先順位を持たせていただいております。土木担当員要望が複数あった場合に優先順位を立てていかせていただいている中の優先順位の高いもので80件というものを積み上げさせていただいてるところでございます。ある程度含めた形にはさせていただいてるところでございます。

以上です。

（「要は予算を立てる上で大体これぐらいの件数を見込んで予算を立ててるから、これが逆に100になるかも分からんし、要望が消化できるのが50になるかも分からんということですよ。要は概算ですね、これ。はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） いいですか。

（「はい、いい」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） ないようです。

次に、歳入、債務負担行為及び地方債のうち当分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（横田優子君） 続きまして、歳入のうち本分科会の所管に属する主なものについて御説明いたしますので、予算書36、37ページをお開きください。

第13款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、全て本分科会の所管に属するもので、小規模農道整備事業や土地改良事業などに伴う地元分担金や土地改良施設の整備補修に対する岡山県土地改良事業団体連合会の分担金でございます。

38、39ページをお開きください。

第14款使用料及び手数料、第1項使用料のうち本分科会の所管に属するものは、第4目衛生使用料のうち斎場使用料と電柱敷使用料の一部を除く全てと、第5目労働使用料から第8目土木使用料までの全て、そして第10目教育使用料のうち第5節社会教育使用料の説明欄二つ目、電柱敷使用料9万5,000円のうち8,000円、40、41ページをお開きいただきまして、説明欄二つ目のその他使用料121万9,000円のうち58万6,000円で、主なものは墓地使用料、そして国民宿舎サンロード吉備路のコンベンションホール使用料、市道沿線等の電柱敷等使用料や市営住宅使用料などがございます。

同款、第2項手数料、第2目総務手数料、第8節諸手数料のうち本分科会の所管に属するものは

1行目の建築証明手数料、2行目の諸証明手数料31万1,000円のうち8万7,000円、その下の史跡図簿閲覧等手数料38万4,000円のうち5万4,000円でございます。

第4目衛生手数料から、42、43ページをお開きいただきまして、第8目土木手数料までにつきましても本分科会の所管に属するもので、し尿収集等手数料、ごみ処理等手数料などでございます。

44、45ページをお開きください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金のうち本分科会の所管に属するものは、第4目衛生費国庫補助金、第1節保健衛生費補助金のうち循環型社会形成推進交付金、第8目土木費国庫補助金、第2節道路橋梁費補助金から、46、47ページをお開きいただきまして、第6節建築費補助金までの全て、第15目教育費国庫補助金のうち第5節社会教育費補助金、以上でございます。主なものは浄化槽設置補助事業への補助や、道路の改良や維持補修等に対する社会資本整備総合交付金、鬼城山整備などに対する国宝重要文化財等保存整備費補助金などでございます。

48、49ページをお開きください。

第16款県支出金、第2項県補助金、第3目民生費県補助金のうち本分科会の所管に属するものは、50、51ページをお開きいただきまして、第4節災害救助費補助金の説明欄2行目、住宅災害復旧等資金利子補給補助金、第4目衛生費県補助金、第1節保健衛生費補助金では、説明欄3行目、不法投棄対策事業費補助金、その2行下、浄化槽設置促進費補助金、さらに二つ下、省・創・蓄エネ設備E V導入支援事業補助金及び第5目労働費県補助金から第8目土木費県補助金までの全てが本分科会の所管に属するもので、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

52、53ページをお開きください。

同款、第3項委託金、第4目衛生費委託金から第8目土木費委託金までにつきましても本分科会の所管に属するもので、説明欄に記載の各事業に係る県からの委託金でございます。

54、55ページをお開きください。

第17款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金では、56、57ページをお開きいただきまして、説明欄の下から二つ目、株式会社オービス株式配当金が本分科会の所管に属するもので、11万6,000円を計上しております。

58、59ページをお開きください。

第18款寄附金、第1項寄附金につきましては、第7目商工費寄附金が本分科会の所管に属するもので、そうじゃ地食べ公社からの赤米がゆ売上代などのヒカリノミ事業指定寄附金でございます。

60、61ページをお開きください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金のうち本分科会の所管に属するものは、まず第8目優良農業者表彰守谷基金繰入金、そして第33目復興基金繰入金4,657万6,000円のうち4,590万円で、福谷地区の農地かさ上げ工事に充当するもの、第34目森林環境整備基金繰入金2,226万1,000円のうち1,226万1,000円で里山保全活動補助金などに充当するもの、そして第35目赤米ヒカリノミ基金繰入金で赤米伝統文化事業に充当するもの、以上でございます。

少し飛びまして、64、65ページをお開きください。

第21款諸収入、第2項市預金利子のうち本分科会の所管に属するものは、歳計現金等一時預金利子2万6,000円のうち1,000円と市営住宅入居敷金預金利子でございます。

同款、第3項貸付金元利収入では、第3目勤労者融資貸付金元利収入及び第11目総社市土地改良区貸付金元利収入で、それぞれの貸付けの元金収入でございます。

同款、第5項雑入、第4目雑入のうち本分科会の所管に属するものは、まず第3節受託収入で、総社広域環境施設組合の焼却灰等の処理業務に伴う一般廃棄物処理業務受託収入、第4節雑入は、66、67ページをお開きいただきまして、説明欄上から二つ目の広域環境施設組合特別負担金、その八つ下の雇用保険料本人負担分700万1,000円のうち39万7,000円、一つ飛びまして、市民農園利用料、その下、自転車等保管料1万2,000円のうち5,000円、その5行下、資源化物理売払収入33万6,000円のうち30万円、そして一番下のその他雑入981万9,000円のうち245万6,000円でございます。

68、69ページをお開きください。

第22款市債のうち本分科会の所管に属するものは、まず第4目衛生債で水道企業団への出資金を財源とするもの、第6目農林業債でため池整備の財源とするもの、第8目土木債で道路の舗装補修、南北道路などの道路改良、重要河川国府川をはじめとする河川の改修や浚渫、公園長寿命化などの事業に係る財源確保でございます。

続きまして、第2条債務負担行為について御説明いたしますので、予算書6ページ、7ページへお戻りください。

第2表債務負担行為のうち本分科会の所管に属するものは、表の中ほど農業近代化資金利子補給からその四つ下の大規模工場等立地促進補助令和6年度分までの5事業で、複数年にわたる事業であることから債務負担行為を設定するもので、それぞれの期間と限度額は記載のとおりでございます。

次に、第3条地方債について御説明いたしますので、8ページをお開きください。

第3表地方債のうち本分科会の所管に属するものは、上から四つ目、水道企業団出資金、そこから五つ下の公園施設整備事業までの六つの事業で、先ほど歳入の市債の項で御説明をいたしました地方債について、その借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をそれぞれ記載のとおり定めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三上周治君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三上周治君） それでは、ないようでありますので、全体を通じて質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、本件のうち本分科会に分担された部分についての取りまとめをいたしたいと思えます。

念のため申し上げます。

分科会でありますので、本件に対する討論、採決はできませんが、取りまとめの方法としてお諮りいたします。

本件のうち本分科会の担当する部分については可決すべきであると取りまとめることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(三上周治君) 御異議がないようですので、19日に開催が予定されております一般会計予算審査特別委員会に本分科会の状況を報告いたします。

以上で、本分科会を閉会いたします。

閉会 午後1時48分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

産業建設委員会委員長 三上 周治